

社会教育推進計画

北の社会教育の重点

持続可能な地域づくりにつながる社会教育

学校では

活力ある地域コミュニティの核となる学校を目指して

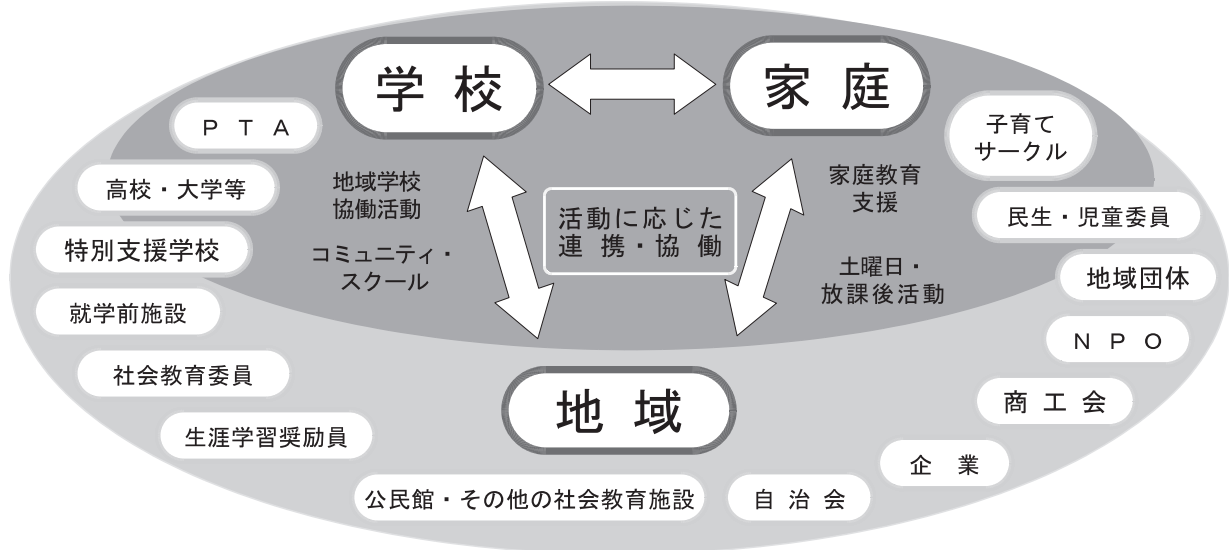
- 1 ふるさとを支える人材を育むための教育資源の活用
- 2 地域との連携・協働
- 3 保護者や地域への働きかけ
- 4 幅広い識見と指導力を培う研修

市町村では

学びの場を核とした協働による地域づくりを目指して

- 1 地域課題の解決に向けた学習の充実
- 2 学びの場を核とした地域コミュニティ形成の推進
- 3 学校・家庭・地域が協働するための働きかけ
- 4 幅広いコーディネートと研修

地域全体で子どもの成長を支える学校・家庭・地域の連携・協働のイメージ



関連法令

○学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（教育基本法第13条）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

○市町村教育委員会の事務（社会教育法第5条2）

市町村の教育委員会は、地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

○学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条6）

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。（後略）